

学校間リサイクル推進事業実施要領

1 事業の目的

- (1) 学校における教材・教具及び事務機器、管理用備品等に余剰の生じている物品等の有効活用を図る。
- (2) リサイクル教育の実践に資する。
- (3) 学校相互の交流を促進する。

2 事業の対象校

市立小学校、中学校及び特別支援学校

3 対象物品

- (1) 余剰となった各教科の教材・教具等
- (2) クラブ（部）活動等で使用していた楽器類、体育用具等
- (3) 使用する機会がなく、まだ使用できる事務機器、管理用備品等
- (4) (1) から (3) に該当し、修理の必要がなく使用できる物品

4 実施方法

- (1) 学校長は、教育総務部学校施設課長（以下「学校施設課長」という。）へ、提供できる物品及び提供を希望する物品について、学校間リサイクル物品等（提供・希望）登録書（様式第1号）（以下「登録書」という。）を送付する。但し、学校統廃合時には、学校施設課長と協議できるものとする。
- (2) 学校施設課長は、各学校から送付された登録書等に基づき、使用できると判断された物品について整理し、公表する。
- (3) 学校長は、希望する物品があった場合は、払い出しする側の学校長と物品の内容及び受渡し方法について協議する。
- (4) 当該物品が備品の場合は、物品を払い出しする側の学校長が物品処理伺書（受入れ側の学校合議）により管理換えを行う。但し、学校統廃合時には、学校施設課長と協議できるものとする。
- (5) リサイクルが終了した時は、物品を払い出しする側の学校長が、学校施設課長に学校間リサイクル物品等交換報告書（様式第2号-1）を送付する。但し、学校統廃合時には、受入れ側の学校長が学校間リサイクル物品等交換報告書（様式第2号-2）を送付するものとする。
- (6) 物品の運搬等は、原則として学校間で行うものとし、大型物品及び数量等の理由から運搬に支障がある場合は、学校施設課長と協議する。
- (7) この要領に定めがない事項については、必要に応じて、学校施設課長が別に定める。

附則

この要領は、平成12年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。